

# 平成24年第3回安堵町議会定例会会議録

(第1日)

平成24年9月4日(火) 午前10時

於：安堵町議会 議場

## 1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

## 2 出席議員 10名

## 3 欠席議員 なし

## 4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	楮 山 素 伸		
理事(総務部門)	寺 前 高 見	理事(民生部門)	吉 岡 勉
理事(事業部門)	北 門 康 幸	会 計 管 理 者	喜 多 君 美 代
総合政策課長	堀 川 雅 央	総 務 課 長	近 藤 善 敬
税 務 課 長	中 野 彰 宏	住 民 課 長	堀 口 善 友
健康福祉課長	磯 部 あ さ み	人 権 同 和 対 策 課 長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	上 下 水 道 課 長	(事業部門理事兼務)

## 5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	成 瀬 博	書 記	吉 川 明 宏
----------	-------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）
- 日程第 4 議案第 1 号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 2 号：安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 3 号：安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号：平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について
- 日程第 8 議案第 5 号：町道路線の認定について
- 日程第 9 認定第 1 号：平成23年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 2 号：平成23年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 3 号：平成23年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 4 号：平成23年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 5 号：平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 6 号：平成23年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 7 号：平成23年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 8 号：平成23年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第17 報告第 2 号：健全化判断比率報告書について
- 日程第18 報告第 3 号：資金不足比率報告書について
- 日程第19 報告第 4 号：平成23年度安堵町土地開発公社決算の報告について
-

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今の出席議員10名です。

定足数に達していますので、平成24年第3回安堵町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい、議長

議長（森田 瞳） 西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さんおはようございます。

今年の夏はロンドンオリンピックで盛り上がり、特に、我が奈良県出身の村田諒太選手がボクシングで金メダルの栄に輝いたことは、皆様方の記憶に鮮明に焼き付いていることと思います。

夏の風物詩ともいべき地蔵盆や安堵町ふれあい盆踊り大会も終わり、田んぼの稲の成長とともにいつしか赤とんぼも飛び交うようになりました。朝夕には少しづつ秋の気配が漂ってまいりましたが、まだまだ厳しい残暑が続いております。そんな初秋の時節柄何かとお忙しい中御出席賜わりましてありがとうございます。

さて、安堵町にとりまして、7月初旬の西名阪自動車道の和まほろばスマートインターチェンジの部分開通は特筆すべきものです。交通の利便性が大いに高まることにより、経済的な面からも我々の実生活にプラスの効果が生じてくるものと確信をいたしております。

例えば、8月の5日と6日に東安堵の極楽寺において、第2回目となる「夢灯り安燈会」と「広島大仏平和記念式典」が行われ、町内外から多数の人々の参加、お詣りがあり、テレビや新聞等でその様子が報道されましたが、早速、10月には、極楽寺「広島大仏」と奈良観光の旅という観光ツアーが広島方面で企画をされていると聞き及んでいます。

我が町が、更に人々が行き交う元気な町として発展していくことを願っているところでございます。

また、今年の夏は異常気象が度重なり、全国で大雨が大きな被害をもたらしております。被害に遭われた方々には心よりお見舞を申し上げます。

安堵町におきましても、災害を最小限に防げるような万全の構えを行っていく所存でございます。

それでは、本日提案させていただきます案件は、報告案件といたしまして、平成24年度補正予算の専決処分の報告が1件、健全化判断比率報告が1件、資金不足比率報告が1

件、土地開発公社の決算の報告が1件、議案といたしまして、人事案件が2件、条例の一部改正が1件、道路路線の認定が1件、平成24年度補正予算案件が1件、認定案件といたしまして、平成23年度決算の認定が8件の合計17件でございます

それでは順を追って説明をさせていただきます。

まず、報告第1号：専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）でございます。

今回の補正につきましては、グループホーム安堵園開設準備経費に係る助成特別対策事業補助金540万円を増額補正するもので、6月議会閉会后に県から決定通知を受けたため、地方自治法施行令第179条第1項の規定に基づき、6月21日に専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

次に、議案第1号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

教育委員会委員楮山素伸氏と斧田真里子氏が、今年9月30日をもって任期満了となりますので、楮山素伸委員を継続して任命することとし、谷野美保子氏を斧田委員の後任として新たに任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号：安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

公平委員会委員胡内一治氏が、今年5月21日に死亡されましたので、その残任期間について、山崎文生氏を新たに選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第3号：平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）についてでございます。

今回の補正は488万2千円の増額補正でございます。

補正内容でございますが、平成23年度退職医療交付金の実績を精算、確定したことにより、超過交付となった交付金を返還するために増額するものでございます。

次に、議案第4号：安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

本改正につきましては、学童保育室に入室することができる児童の対象を、小学校3年生から4年生に拡大するものでございます。

次に、議案第5号：町道路線の認定についてでございます。

住宅開発に伴い、安堵町に帰属された東安堵154番地内の道路を町道に認定しようとするものでございます。

次に、認定第1号：平成23年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額33億2,636万338円、歳出総額27億4,985万7,213円で、差引額5億7,650万3,125円で、このうち2,398万4千円は繰越明許費繰越額であり、実質収支額は5億5,251万9,125円でございます。

次に、認定第2号：平成23年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 8億5,754万6,768円、歳出総額 8億9,886万7,050円、差引額 マイナス4,132万282円の赤字となっております。

この赤字部分につきましては、平成24年度予算において繰上充用金をもって補てんいたしております。

次に、認定第3号：平成23年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 189万796円、支出総額 2,330万6,801円、差引額 マイナス2,141万6,005円の赤字となっております。

この赤字分につきましても、平成24年度予算において繰上充用金をもって補てんをいたしております。

次に、認定第4号：平成23年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 2億5,080万8,280円、歳出総額 2億5,080万8,289円、差引額は0円でございます。

次に、認定第5号：平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 5億6,874万9,063円、歳出総額 5億5,815万1,369円、差引額 1,059万7,694円の黒字となっております。

次に、認定第6号：平成23年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 581万820円、歳出総額 581万820円、差引額は0円でございます。

認定第7号：平成23年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 6,747万2,536円、歳出総額 6,725万7,836円、差引額 21万4,700円の黒字となっております。

続きまして、認定第8号：平成23年度安堵町安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

剰余金処分額 600万円、これにつきましては地方公営企業法等の一部改正に伴い、剰余金の処分について条例で定めない場合は、議会の議決を得なければならないこととなりました。

決算は、事業収益総額 1億5,982万6,139円、事業費用総額 1億5,377万6,804円、決算収支は 604万9,335円の黒字となっております。

次に、報告第2号：平成23年度財政健全化判断比率報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により報告するもので、平成23年度につきましては、実質赤字比率及び連結赤字比率は黒字となっておりますので該当はいたしませ

ん。

報告第3号：平成23年度資金不足比率報告書についてでございます。

これにつきましても、同法律により報告するもので、水道事業会計及び下水道事業特別会計について、いずれも資金不足額はないので報告はいたしません。

続きまして、報告第4号でございます。

平成23年度安堵町土地開発公社の決算報告についてでございます。

収益的収入及び支出において、収入 3,505 円で、支出は 0 円でございます。差引額 3,505 円は基金の利息分でございます。

また、資本的収入及び支出において、収入 74 万 6,078 円、資本的支出 78 万 3,518 円、差引額 マイナス 3 万 7,440 円となっております。

以上、大筋につきまして説明をいたしました。細部につきましてはその都度担当課長より説明をさせますので、御審議願ひまして、御承認、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付している議事日程に従い、進めてまいります。

-----

議長（森田 瞳） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、  
7番 松本正弘 議員と、8番 山岡 敏 議員を指名します。

-----

議長（森田 瞳） 日程第2：「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日から14日までの11日間としております、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から14日までの11日間とすることに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号：「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） おはようございます。

よろしく申し上げます。

それでは報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）御説明させていただきます。

本補正につきましては、認知症高齢者グループホーム安堵園への準備経費を助成するもので、全額県からの補助金をもって充てさせていただきます。これによりまして、歳入歳出それぞれ540万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,630万7千円といたします。また、県からの内示が届いたのは6月議会終了後の6月15日となりました。また、施設のオープンの関係上、21日の専決処分とさせていただきました。

それでは、詳細につきまして、補正予算書より説明させていただきます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目3. 老人福祉費におきまして、認知症グループホーム安堵園の施設開設準備経費助成特別対策事業補助金。これは、備品類等を購入するために充てる費用といたしまして540万円の増額。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして6ページをお願いいたします。

款14. 県支出金、項2. 県補助金、目2. 民生費補助金の540万円を充てさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第1号：専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めます。

平成24年9月4日提出

安堵町長 西本 安博

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり専決処分する。

平成24年6月21日専決

安堵町長 西本安博

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）

平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ540万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,630万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月21日専決

生駒郡安堵町長 西本安博

次のページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款14. 県支出金、項2. 県補助金

補正前の額 4,862万4千円、補正額 540万円、計 5,402万4千円。

歳入合計

補正前の額 28億4,090万7千円、補正額 540万円、計 28億4,630万7千円。

次のページをお願いいたします。

歳出

款3. 民生費、項1. 社会福祉費

補正前の額 4億9,351万2千円、補正額 540万円、計 4億9,891万2千円。

歳出合計

補正前の額 28億4,090万7千円、補正額 540万円、計 28億4,630万7千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。  
討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第1号を採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。  
よって、報告第1号は承認することに決定しました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第4 議案第 1号：「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

議長（森田 瞳） 地方自治法第117条の規定により、楮山教育長の退場を求めます。

（楮山教育長 退場）

議長（森田 瞳） 本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。



以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） 本案は一議案に2名を連記して提案されておりますので、採決は個別に行います。

議長（森田 瞳） これより、楮山素伸氏に対し、採決します。

この採決は挙手によって行います。

楮山素伸氏を同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、楮山素伸氏を同意することに決定しました。

議長（森田 瞳） これより、谷野美保子氏に対し、採決します。

この採決は挙手によって行います。

谷野美保子氏を同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、谷野美保子氏を同意することに決定しました。

（職員が楮山教育長を議場へ案内する。）

（楮山教育長、着席）

議長（森田 瞳） 楮山教育長にお知らせします。

只今議題とされました安堵町教育委員会委員の任命については、全員満場一致にて同意されました。

楮山教育長が議場内におられますので、任命されました教育委員 2 名を代表していただき、御挨拶を願います。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

（楮山教育長、登壇）

教育長（楮山素伸） おはようございます。

教育長の楮山でございます。

お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

各議員の皆様方には先ほど教育委員として、谷野氏そして教育長楮山の御同意をいただきましてありがとうございました。

まずは代表してお礼を申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

今日の激変する社会環境の中で、安堵町の未来を背負っていく子ども達に将来を見通し、自立していく力をつけていくことや、昨今、マスコミ等で取り上げており社会問題となっておりますいじめ問題から、自分や他の人の人権を守り、人を思いやる心づくりなど教育に課せられている課題は重要なものとなっております。その取り組みを今後も推進をしていきたいと考えております。

また、当面の課題として、中学校の給食につきましては、できるだけ早く一定の見通しが立てられるよう鋭意努力をしてみたいと考えております。

以上の事柄を踏まえ、教育委員会が一丸となって取り組んでみたいと考えておりますので、各議員の皆様方におかれましては、これまで同様に、御指導、御鞭撻いただきまますようお願いを申し上げまして、お礼の言葉といたします。

ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 一言、楮山教育長に申し上げます。





議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） 失礼します。

議案第 3 号、安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

児童福祉法の規定におきましては、概ね、10 歳未満の保育に欠ける児童を対象としており、本町も 1 年生から 3 年生を対象に実施しておりますが、保護者よりその枠を 4 年生までに拡大してほしいとの要望があり検討の結果、定員までの余裕が充分にあり、また、子育て支援の一助となるものと考え、この度 4 年生の児童を受け入れることができるよう、条例の一部を改正するものであります。なお、御参考までに現在の在室児童は 11 名であり、定員は 30 名でございます。

それでは、議案書の最後の新旧対照表を御覧ください。

まず第 1 条におきましては、根拠法令となる児童福祉法の条番号のずれによる改正でございます。

第 6 条の 2 第 2 項を第 6 条の 3 第 2 項に改正しております。

続きまして、第 3 条におきまして、第 3 条第 1 号、3 年生を 4 年生に改正いたしております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 3 号：安堵町放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例について

安堵町放課後児童健全育成事業施設条例（平成 17 年安堵町条例第 21 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 24 年 9 月 4 日提出

安堵町長 西本 安博

なお、内容につきましては、先ほど新旧対照表で説明させていただきましたので割愛させていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第3号に対し採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

.....

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第4号：「平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） 失礼します。

それでは議案第4号、平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）につきまして御説明申し上げます。

この補正につきましては、平成23年度における退職医療交付金の金額が、平成24年8月10日付けで確定し、超過交付であったこととなり、超過分488万2千円を補正し償還するものでございます。

それでは、補正予算書の7ページを御覧ください。

この補正に係る歳出につきましては、款9. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目3. 償還金で488万2千円を補正いたします。

続きまして6ページを御覧ください。

この補正に係る歳入でございますが、款8. 諸収入、項1. 雑入、目2. 歳入欠かん補てん収入として488万2千円を充てさせていただきます。

これにより、本町におけます国民健康保険特別会計補正予算の歳入歳出はそれぞれ9億2,020万3千円となっております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第4号：平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

平成24年9月4日提出

安堵町長 西本安博

それでは1枚飛んで1ページを御覧ください。

議案第4号：平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）

平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ488万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,020万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月4日提出

生駒郡安堵町長 西本安博

次のページを御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款8. 諸収入、項1. 雑入

補正前の額 7,731万6千円、補正額 488万2千円、計 8,219万8千円。

歳入合計

補正前の額 9億1,532万1千円、補正額 488万2千円、計 9億2,020万3千円。

続きまして3ページ、歳出でございます。

款9. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金

補正前の額 36万円、補正額 488万2千円、計 524万2千円。

歳出合計

補正前の額 9億1,532万1千円、補正額 488万2千円、計 9億2,020万3千円。

以下につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。  
よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。  
討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第4号を採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

.....

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第5号：「町道路線の認定について」を議題とします。  
本案につき提案理由の説明を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） おはようございます。  
それでは議案第5号、町道路線の認定について説明させていただきます。

提案路線につきましては、東安堵あつみ台地域におきまして本年5月に住宅開発により建設され、奈良県並びに町の完了検査の後、都市計画法第40条の規定により、道路用地を7月に町で帰属を受け、登記が完了しましたので、都市計画法第39条及び道路法第8条第2項の規定により、今議会に上程させていただきます。

それでは、議案書の2枚目の表を御覧ください。

今回認定する路線は、東安堵130号線です。延長は58.4メートル、幅員は最少で6メートル、最大で10メートルでございます。

議案書3枚目には、今回の認定路線図を添付しております。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第5号：町道路線の認定について

町道路線を別紙のとおり認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成24年9月4日提出

安堵町長 西本安博

以上でございます。

よろしく申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第5号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次の

- 日程第 9 認定第 1号：平成23年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第10 認定第 2号：平成23年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について  
日程第11 認定第 3号：平成23年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第12 認定第 4号：平成23年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第13 認定第 5号：平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について  
日程第14 認定第 6号：平成23年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について  
日程第15 認定第 7号：平成23年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第16 認定第 8号：平成23年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議長（森田 瞳） 以上、認定第1号から第8号までの8議案を一括議題とします。

議長（森田 瞳） 只今議題としました8議案について提案理由の説明を求めます。

会計管理者（喜多君美代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 喜多会計管理者。

（喜多会計管理者 登壇）

会計管理者（喜多君美代） よろしくお願いたします。

それでは、認定第1号から認定第8号までの、平成23年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

平成23年度予算の方針に沿って執行し、本年5月末日の出納閉鎖を迎え、その後決算作業を行い、7月23日及び26日の2日間の監査委員による決算審査を経まして、本9月

議会定例会において認定をお願いすべく、上程するものでございます。

それでは、認定第1号から第8号までの議案書を朗読いたします。

認定第1号～第7号：平成23年度安堵町歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成23年度安堵町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会に提出し、認定を求める。

1 平成23年度安堵町歳入歳出決算の認定について

認定第1号 一般会計歳入歳出決算

認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第3号 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

認定第4号 下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第5号 介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

認定第6号 介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算

認定第7号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 平成23年度安堵町各種会計別決算総括表、款別決算額比較表、町税徴収実績表、決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、経費の款別性質別分類表、経費の款別財源内訳表、財産に関する調書、地方債現在高調書

3 町長審査意見書及び監査委員審査意見書

4 主要な施策の成果

平成24年9月4日提出

安堵町長 西本安博

決算書1ページをお願いいたします。

下段の方でございませう。

意見書

地方自治法第233条第1項の規定により、平成23年度安堵町一般会計、特別会計歳入歳出決算並びに証拠書類を会計管理者より提出されたので、審査した結果、地方自治法その他関係法規に背戻したる点を認めず、尚本決算各款、項、目、節の金額は歳入歳出簿及び証書類に符合しており、確実なるものと信じます。よって、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付したところ、別紙審査意見がありました。よって、認定せられんことを望みます。

平成24年9月4日

安堵町長 西本安博

8ページをお願いいたします。

平成23年度安堵町会計別決算総括表

各会計別の決算額のみを朗読させていただきます。

一般会計、歳入 33億2,636万338円、歳出 27億4,985万7,213円、歳入歳出差引残額 5億7,650万3,125円、内繰越明許費繰越額 2,398万4千円、翌年度繰越額 5億5,251万9,125円。

国民健康保険特別会計、歳入 8億5,754万6,768円、歳出 8億9,886万7,050円、歳入歳出差引残額 マイナス4,132万282円。翌年度繰上充用金をもって補てんいたします。

住宅新築資金等貸付事業特別会計、歳入 189万796円、歳出 2,330万6,801円、歳入歳出差引残額 マイナス2,141万6,005円。翌年度繰上充用金をもって補てんいたします。

下水道事業特別会計、歳入 2億5,080万8,280円、歳出 2億5,080万8,280円、歳入歳出差引残額 0円でございます。

介護保険特別会計(保健事業勘定)、歳入 5億6,874万9,063円、歳出 5億5,815万1,369円、歳入歳出差引残額 1,059万7,694円。翌年度へ繰越いたします。

介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)、歳入 581万820円、歳出 581万820円、歳入歳出差引残額 0円でございます。

後期高齢者医療特別会計、歳入 6,747万2,536円、歳出 6,725万7,836円、歳入歳出差引残額 21万4,700円。翌年度へ繰越いたします。

総合計、歳入 50億7,863万8,601円、歳出 45億5,405万9,369円、歳入歳出差引残額 5億2,457万9,232円、内繰越明許費繰越額 2,398万4千円、翌年度繰越額 5億59万5,232円。

各会計別総括表につきましては以上でございます。

続きまして、認定第8号、水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明させていただきます。

認定第8号：平成23年度安堵町水道事業会計決算の認定について

公営企業法が改正され、平成24年4月より施行されることになりました。

これまで、法令により剰余金の20分の1以上積み立てることとなっていたものが、今回の改正により、地方自治体の裁量、すなわち、条例によるか議会の議決により剰余金の処分ができることになりましたので、平成23年度決算の剰余金処分について、決算書7ページの平成23年度安堵町水道事業剰余金処分計算書(案)をお願いいたします。

右端の未処理分利益剰余金の欄を御覧ください。

平成23年度におきましては、4,062万5,699円の利益剰余金が発生いたしましたので、減債積立金に600万円を積み立てるものがございます。

まず、この剰余金の処分を御審議かけていただき、その後通常どおり、平成 23 年度安堵町水道事業会計決算の認定について御審議、御認定いただきますようお願いいたします。

続きまして、平成 23 年度水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて提出し、議会の認定を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

認定第 8 号：平成 23 年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計画書（案）のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて提出し、認定を求める。

平成 24 年 9 月 4 日提出

安堵町長 西本 安博

決算書 10 ページをお願いいたします。

中段の経理状況を朗読いたします。

収益的収支については、収入面で営業収益 1 億 5,844 万 257 円と前年度に比べ 2.1% の増となり、給水収益（水道料金収入）につきましては、1 億 5,173 万 8,366 円となり、その他営業収益を合わせた事業収益は 1 億 5,982 万 6,139 円であります。

また、事業費用では人件費、受水費、動力費、企業債利息等の経費で 1 億 5,377 万 6,804 円となり、前年度に比べ 431 万 7,036 円の増となりました。

以上、収支差し引きいたしますと 604 万 9,335 円の黒字を計上することができ、前年度繰越利益剰余金 3,457 万 6,364 円を加えますと 4,062 万 5,699 円の利益剰余金を計上いたしました。

資本的収支については、収入面で、工事負担金、施設整備基金利息等 558 万 9,835 円であり、一方支出面では、建設改良費、償還金等で合計 3,217 万 3,631 円となりました。

以上が現況であります。需要水量が減少傾向で水道料金収入の増加は見込めませんが、今後も経営の合理化に努め、財政の健全化に一層努力する所存であります。

以上、平成 23 年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の状況でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより認定第 1 号から第 8 号までの 8 議案について、総括質疑に入ります。

議長（森田 瞳） 総括質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 総括質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 続きまして、松田監査委員による決算審査報告を求めます。

監査委員（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田監査委員。

（松田監査委員 登壇）

監査委員（松田和代） それでは失礼いたします。

監査委員 2名を代表いたしまして、決算審査の結果を報告させていただきます。

決算書 2 ページを御覧ください。

#### 平成 23 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 23 年度安堵町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各間係諸帳簿、証拠書類等について、所与の態勢により所定の期間に審査した結果を下記に述べる。

#### 記

##### 1 審査の対象

- (1) 平成 23 年度安堵町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成 23 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成 23 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成 23 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成 23 年度安堵町介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成 23 年度安堵町介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成 23 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (8) 財産に関する調書

##### 2 審査の総括意見

平成 23 年度安堵町一般会計、特別会計歳入歳出決算の審査は平成 24 年 7 月 23 日と 26 日の 2 日間にわたり実施した。具体的には審査に付された各決算書について、それぞれ作成の基本となる予算書、歳入簿、歳出簿、基金台帳、出資金及び出捐金台帳、預金証

書などの諸帳簿や証拠書類と照合精査したところ、関係法令に準拠して適性に調整され、記帳や計算にも誤りはなく概ね適正に処理されていることを確認し適正な決算と認めた。

### 3 審査の個別意見

#### (1) 一般会計

平成23年度の決算の概要をみると、歳入総額は33億2,636万338円、歳出総額は27億4,985万7,213円であり、前年度に比べて歳入は1億1,565万8,175円の増加、歳出は1,203万7,936円の減少となっている。

歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた形式収支は5億7,650万3,125円となり、翌年度への繰越明許費繰越額2,398万4千円を差し引いた実質収支額では5億5,251万9,125円の黒字となっている。

歳入の主なものをみると、地方特例交付金で194万6千円、地方交付税で910万8千円、分担金及び負担金で248万1,694円、繰越金で2億5,537万4,827円、繰入金で612万9,608円がそれぞれ増加したが、その一方、町税で2,555万7,209円、地方譲与税で237万3,990円、地方消費税交付金で78万円、自動車取得税交付金で117万8千円、使用料及び手数料で、207万6,501円、国庫支出金で4,138万9,533円、県支出金で1,220万3,984円、諸収入で270万2,301円、町債で7,280万円がそれぞれ減少となっている。

その内容をもう少し分析してみると、町税については、調定額8億2,238万6,029円に対して収入済額は7億4,527万8,277円となり、前年度に比べて2,555万7,209円減少し、調定額に対する徴収率は90.6%であり、前年度比で0.4ポイント下がっている。

今般はそのうちの374万3,742円について時効の消滅によるものでやむを得ないものと不納欠損処分されたところである。これらの処分については、地方税法第15条及び第18条に基づく規定により長年にわたる様々な要因が複合的に関わっており、いずれもやむを得ないものと認められた。今後とも滞納者の意識改革を促す啓発活動を積極的に展開するとともに、滞納整理に強力に取り組み、税の公平・公正を確保するためにも時効の中断の手続きをとるなど徴収率向上に引き続き徴収強化に努力されたい。

次に歳出総額についてみると、前年度に比べて1,203万7,936円の減少となっている。

#### (2) 国民健康保険特別会計

平成23年度の決算額は歳入総額8億5,754万6,768円、歳出総額8億9,886万7,050円で、実質収支額は4,132万282円の赤字となっている。これを平成24年度予算において繰上充用金をもって補てんされている。この赤字は前年度にも繰上充用金6,876万1,173円をもって補てんされているものでありそれを差し引くと、単年度収支額は2,744万891円の黒字である。

なお、1,282万9,600円を不納欠損処分していることを考慮すれば、未だ十分に改善されたという状況には至っていない。

また、国民健康保険税の徴収率についても 61.9%と前年度に比べ 1.6 ポイント上がるなど徴収に対する地道な努力など成果が見うけられるが、更なる徴収率を上げる必要があり、収納率の改善は国保財政の健全化に必須であるので、税の公平性からも引き続き保険加入者の納税意識の改革と収納強化の取り組みを進めていただき、収納率の向上に努められたい。

### (3) 住宅新築資金等貸付事業特別会計

平成 23 年度の決算額は歳入総額 189 万 796 円、歳出総額 2,330 万 6,801 円で、実質収支額は 2,141 万 6,005 円の赤字となっている。これを平成 24 年度予算において繰上充用金をもって補てんされている。

この不足額の要因は、これまでと同様に住宅改修資金、住宅新築資金、宅地取得資金の貸付金が長年にわたり滞ってきた結果であり、これらの資金の回収には負担の公平性を確保するためにも一層努力されたい。

### (4) 下水道事業特別会計

平成 23 年度の決算額は歳入総額、歳出総額ともに 2 億 5,080 万 8,280 円であり、実質収支額は 0 円となっている。歳入歳出の決算額は前年度に比べて 6,707 万 4,362 円の減少となっている。

その要因としては、小泉苑地区（大和郡山市の給水区域）の減耗分が大きく減少したことによるものである。

平成 23 年度末における整備状況は、処理区域内人口 6,431 人をベースとして、普及率が 82.3%、水洗化率が 62.4%と少しずつではあるが着実に進展している。

今後とも早期の完成を目指して、積極的な事業の展開を期待する。

なお、下水道事業の将来的な財政負担を見据え、整備完了区域については公共下水道への接続が早期に実施されるよう対処されたい。

### (5) 介護保険特別会計（保険事業勘定）

平成 23 年度の決算額は歳入総額 5 億 6,874 万 9,063 円、歳出総額 5 億 5,815 万 1,369 円であり、実質収支額は 1,059 万 7,694 円の黒字となっている。これは、被保険者数の減により保険料不足となり、また給付費が増加し、財政調整交付金交付割合が減少したため、県から財政安定化基金貸付金 1,078 万 5 千円を借入れしたことによる。

歳入総額は、前年度に比べて 7,326 万 9,762 円の増加となった。

一方、歳出総額も前年度に比べて 5,107 万 5,019 円増加し、その大分部を占めているのは保険給付費で、前年度に比べて 3,229 万 7,642 円の増加となっている。

今後、ますます高齢化が進み、寝たきりや認知症の方が増えることも見込まれる。また、介護期間の長期化や介護する家族の高齢化も進み、家族による介護はますます困難になってきていることから介護需要の増大は避けられない状況である。なお、保険料の

不納欠損処分については、570万1,400円を行っているが、保険料を支払わなかった保険者については、介護保険を利用する際に自己負担等のペナルティが課せられることになるので、未納者に対して制度の周知を徹底することにより、引き続き収納率の向上に努めていただきたい。

#### (6) 介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

平成23年度の決算額は歳入総額、歳出総額ともに581万820円であり、実質収支額は0円となっている。なお、この事業は平成23年度で廃止となり、平成24年度からは、社会福祉協議会へ移管されている。

#### (7) 後期高齢者医療特別会計

平成23年度の決算額は歳入総額6,747万2,536円、歳出総額6,725万7,836円であり、実質収支額は21万4,700円の黒字となっている。

本特別会計は75歳以上の高齢者を対象として平成20年4月に創設され、都道府県単位の広域連合組織により制度運営を行っているところである。

款別の歳出総額に占める割合が大きいものは、広域連合納付金であり、医療費の動向を十分検証し、検診結果に基づく保険事業を行い被保険者に健康増進に努めていただきたい。

#### (8) 財産の状況

##### ① 公有財産

公有財産台帳デジタル化について、土地・建物といった有形固定資産の正確な数量、所在、構造、時価評価額などを洗い出し、正確に把握するとともに、紙ベースの管理だけではなく、電子データとしてデジタル管理することで、今後、事務の効率化を図ることができることを期待したい。

##### ② 物品

平成23年度決算における公用車の保有台数は50台で前年度と同数である。今後とも車検及び修繕等の維持管理経費の節減に努められたい。

##### ③ 基金

平成23年度決算における各基金のうち、現金・預金の現在高は13億9,601万9,340円で前年度に比べて2,041万8,686円の減少となった。

基金に積み立てたのは「ふるさと基金」20万円と各基金に生じた利息は111万6,669円である。

一方、基金の取崩しにより減少したのは、介護給付費準備基金1,431万7,990円、介護従事者処遇改善臨時特例基金128万7,822円である。

なお、各基金はその目的や関連事業の趣旨に即して、適切に運用されていた。

平成23年度一般会計・各特別会計歳入歳出決算審査意見書を提出する。

平成24年8月9日

安堵町監査委員 桑原 眞之輔  
安堵町監査委員 松田 和代

安堵町長 西本 安博 様

以上、決算審査報告とさせていただきます。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく、平成23年度安堵町水道事業会計決算審査について報告いたします。

審査は平成24年7月23日に実施いたしました。

お手元の資料を御覧ください。

それでは、決算審査意見書を朗読いたします。

水道事業会計決算書を御覧ください。

平成23年度安堵町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成23年度安堵町水道事業会計決算及び附属書類等について審査を行った結果、次のとおり意見を提出する。

平成23年度安堵町水道事業会計決算審査意見

#### 第1 審査の対象

平成23年度安堵町水道事業会計決算

- 1 水道事業決算報告書
- 2 財務諸表
  - (1) 水道事業損益計算書
  - (2) 水道事業剰余金計算書
  - (3) 水道事業貸借対照表
- 3 水道事業報告書
- 4 附属書類
  - (1) 収益費用明細書
  - (2) 資本的収支明細書
  - (3) 固定資産明細書
  - (4) 企業債明細書
  - (5) 貯蔵品明細書

## 第2 審査の期日

平成24年7月23日

## 第3 審査の方法

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属書類について、関係法令に準拠して作成されているか、諸表の計数は正確であるか、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、間係諸帳簿・証拠書類との照合検査を実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態も適正に表示されており、決算計数は適正なものと認めた。

### (審査意見)

経営実績について、平成23年度の給水人口は6,830人で、前年度と比較して33人の減少、給水戸数は2,474戸で、前年度と比較して8戸の増加となっている。

また、年間配水量は75万1,905 $\text{m}^3$ で、前年度と比較すると1万1,789 $\text{m}^3$ の減少、1日平均配水量も2,054 $\text{m}^3$ と前年度より38 $\text{m}^3$ の減少となっている。

年間有収水量は72万8,468 $\text{m}^3$ で前年度と比較すると977 $\text{m}^3$ が増加しており、配水量に対する有収量の割合を示す有収率は96.9%で、前年度と比較して1.6%の増加となっている。

資本的収支については、前年度比2,204万1,919円が縮減された。これは、昨年実施した笠目地区の大規模な給配水管布設替工事が終了したことによる減額であった。

平成18年度分の未収金が不納欠損処理された。これは、6人分、計8万4,790円が処理され、その内容、処理手続きは適正に行われていた。

終わりに、当町における水道事業を取り巻く経営環境は、人口の減少化や節水意識の定着によって事業収益は右肩下がりの状況にある。現在、職員数の縮減により黒字経営を維持しているものの、浄水施設の老朽化に伴う改築等の対応に多額の投資が必要となる。長期的な施設の整備及び更新計画に基づいた機器類の整備更新に努め、計画的な財政運営による健全経営と安心・安全な生活水の安定供給が望まれる。

平成24年8月9日

安堵町長 西本安博 様

安堵町監査委員 桑原 眞之輔

安堵町監査委員 松田 和代

以上、決算審査報告とさせていただきます。

議長（森田 瞳） お諮りします。

認定第 1 号：「平成 23 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議長であります私と松田議会選出監査委員を除く 8 名の委員で構成する「一般会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号：「平成 23 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、議長と議会選出監査委員を除く 8 名の委員で構成する「一般会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長（森田 瞳） お諮りします。

只今設置されました「一般会計決算審査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「一般会計決算審査特別委員会」の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定しました。

議長（森田 瞳） 続いて、認定第 2 号から認定第 8 号までの

各特別会計と水道事業会計決算の 7 議案については、議長であります私と松田議会選出監査委員を除く 8 名の委員で構成する「特別会計等決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって認定第2号から第8号までの7議案は、議長と議会選出監査委員を除く8名の委員で構成する「特別会計等決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長（森田 瞳） お諮りします。

只今設置されました「特別会計等決算審査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「特別会計等決算審査特別委員会」の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定します。

議長（森田 瞳） 只今11時21分です。

11時30分まで休憩いたします。

-----  
(暫時休憩)

-----  
11時21分

11時30分  
-----

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開します。

先程の一般会計決算審査特別委員会及び特別会計等決算審査特別委員会における正副委員長の互選結果について申し上げます。

一般会計決算審査特別委員会

委員長 浅野 勉 議員

同じく副委員長 山岡 敏 議員

特別会計等決算審査特別委員会  
委員長 島田正芳 議員  
同じく副委員長 田中幹男 議員です。

議長（森田 瞳） よろしくお願ひします。

議長（森田 瞳） 次の  
日程第 17 報告第 2 号：「健全化判断比率報告書について」  
日程第 18 報告第 3 号：「資金不足比率報告書について」  
以上、2 議案を一括議題といたしたいと思ひます。  
提出者の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） それでは報告第 2 号、平成 23 年度財政健全化判断比率報告書並びに報告第 3 号、平成 23 年度資金不足比率報告書について一括して御説明いたします。

両案件につきましては、地方公共団体の財政健全化に対する法律（平成 19 年法律第 94 号）によりまして公表するものでございます。

まず報告第 2 号についてでございます。

この健全化判断比率には、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を示す「実質赤字比率」と、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を示す「連結実質赤字比率」と、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を示す「実質公債費比率」及び、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す「将来負担比率」の 4 つがございます。

まず実質赤字比率でございますが、一般会計等では黒字となっているため該当いたしません。次に、連結赤字比率でございますが、国民健康保険特別会計等で赤字となっておりますが、一般会計等の黒字が赤字分を大きく上回っているため、これも該当いたしません。次に、実質公債費比率につきましては 10.1%で、早期健全化基準の 25%を下回っております。最後に、将来負担比率であります。一般会計等の借入金、地方債等でございます。

が、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、1.4%となっており、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

同法第3条により、比率の算定後は監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表することとなっております。

続きまして、報告第3号でございます。

資金不足比率報告書につきましては、法適用公営企業である水道事業会計及び法非適用公営企業である下水道事業特別会計の2つの会計の資金不足比率を算定するものであります。

平成23年度の水道事業会計におきましては、黒字であるため該当いたしません。また、下水道事業特別会計におきましても、収支額が0の決算であるため該当いたしません。

これにつきましても、同法第22条の規定により、資金不足の比率の算定を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表することとなっているため、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

なお、両案件共に、本年7月26日に監査委員の審査に付し、翌月の8月9日に意見書をいただきましたので、申し添えます。

それでは、報告書を朗読いたします。

#### 報告第2号：健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

#### 記

実質赤字比率 — (15.0%)、連結実質赤字比率 — (20.0%)

実質公債費比率 10.1% (25.0%)、将来負担比率 1.4% (350.0%)

#### 備考

1. 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載。
2. 括弧内には当該地方公共団体の早期健全化基準を記載。

平成24年9月4日報告

安堵町長 西本安博

続きまして、報告第3号を朗読させていただきます。

#### 報告第3号：資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

## 記

特別会計の名称、水道事業会計

資金不足比率「一」、経営健全化基準 20.0%、備考 1億5,881万2千円。

特別会計の名称、下水道事業特別会計

資金不足比率「一」、経営健全化基準 20.0%、備考 4,485万円。

## 備考

1. 資金不足がない場合は「一」と記載。
2. 必要に応じて「特別会計の名称」欄を追加すること。
3. 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について、以下の例により注記すること。「令第17条第1(2,3,4)号(括弧書き)の規定により事業の規模を算定」

平成24年9月4日報告

安堵町長 西本 安博

以上、報告させていただきます。

議長（森田 瞳） 2議案について一括質疑に入ります。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 2議案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による議会への報告のみでございます。

御了承願います。

---

議長（森田 瞳） 日程第19 報告第4号：「平成23年度安堵町土地開発公社決算の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） それでは報告第4号：平成23年度安堵町土地開発公社の決算報告について説明させていただきます。

決算書の3ページを御覧ください。

平成23年度安堵町土地開発公社の事業報告でございます。

当公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、これまで安堵町の秩序ある開発と整備を促進するため、公有地の確保に鋭意努力を重ねてまいりました。

安堵町の依頼により、小集落地区改良事業等に供する用地の先行取得などを行うと共に、保有地を管理し、また、売却事業といたしましては、安堵町へ保有地の売り渡しを行ってきたところでございます。

平成23年度事業の概要及び収支決算等につきましては、まず、公社の庶務間係といたしまして、平成23年5月17日に平成22年度収支決算の監査が行われ、同年6月1日の定例理事会におきまして、平成22年度の決算報告がなされております。

また、平成24年2月1日の定例理事会におきましては、平成24年度の事業計画及び予算案について承認をいただいております。

続きまして4ページを御覧ください。

用地の買収と売却についてでございますが、平成23年度につきましては、公有地の先行取得及び売り渡しはございませんでした。

次に5ページを御覧ください。

平成23年度安堵町土地開発公社決算報告でございます。

最初に、収益的収入及び支出について御説明いたします。

まず収入でございますが、第2款、事業外収益、第1項、受取利息として、当初予算額1万3千円に対し、決算額は3,505円でございます。これは公社設立基本金500万円の受取利息でございます。

次に、支出でございますが、当初より支出予定はありませんでした。

次に6ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず収入の部からですが、区分、第1款、資本的収入、第2項、利子補給金の当初予算額74万7千円に対し、決算額は74万6,078円でございます。これは銀行への支払利息に対する一般会計よりの利子補給金でございます。

次に支出でございます。

区分、第1款、資本定支出、第1項、公有地取得事業費、当初予算額4万9千円に対

し、決算額 3 万 7,440 円となっております。これは土地開発公社役員の変更に伴う登記委託料でございます。

第 2 項、事業外費用、当初予算額 74 万 7 千円に対し、決算額は 74 万 6,078 円となっております。これは銀行への支払利息でございます。

したがいまして、平成 23 年度の資本的収入及び支出につきましては、収入額 74 万 6,078 円に対し、支出額 74 万 3,518 円でございます。

なお、次のページからは収支決算の項目別明細となっておりますが、これまでの説明と重複する部分が多くございますので省略させていただきます。

それでは、報告第 4 号を朗読させていただきます。

報告第 4 号：平成 23 年度安堵町土地開発公社決算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町土地開発公社の決算を別紙のとおり提出する。

平成 24 年 9 月 4 日提出

安堵町長 西本 安博

以上で報告を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 報告第 4 号につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による議会への報告のみでございます。

御了承願います。

議長（森田 瞳） お手元に配付しております会期日程を御覧下さい。

議長（森田 瞳）

一般会計決算審査特別委員会は、6 日、木曜日。

特別会計等決算審査特別委員会は、10 日、月曜日。

議会運営委員会は、12日、水曜日。

いずれも午前10時からです。

議長（森田 瞳） 一般質問の通告期限についてですが、6日、木曜日の午後5時で締め切らせていただきます。

議長（森田 瞳） 次回の本会議は14日 金曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦勞様でした。

散 会

-----  
11時46分  
-----